

7 女性・子供等

(40)	性被害ワンストップセンターひろしま	116
(41)	配偶者暴力相談支援センター	117
(42)	広島県女性総合センター(エソール広島)	118
(43)	婦人相談所(広島県西部こども家庭センター)	119
(44)	婦人保護施設	119
(45)	民間シェルター	119
(46)	児童相談所(広島県こども家庭センター, 広島市児童相談所)	120
(47)	広島県ひとり親家庭サポートセンター	121
(48)	乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設	121
(49)	母子生活支援施設	122
(50)	ファミリー・サポート・センター	122
(51)	教育委員会	124
(52)	学校	125
(53)	独立行政法人日本スポーツ振興センター	125

(40) 性被害ワンストップセンターひろしま

性被害にあわれた方が、プライバシーを守られながら安心して、電話相談や面接相談などの総合的な支援を受けることのできる相談窓口です。

【窓 口】

性被害ワンストップセンターひろしま

専用相談 082-298-7878 (24時間365日電話相談に対応)

全国共通短縮ダイヤル #8891 「#はやくワン(ストップ)」

※ 全国共通ダイヤルは、全国どこからでも最寄りのワンストップ支援センターにつながる仕組みとなっています。

※ 面談相談、付添支援などのその他の支援は、原則、年末年始、盆休み、第1・3・5日曜、祝日を除く毎日の9時から19時まで(被害直後の急性期医療に係る支援は、24時間365日対応)

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/>

性被害 ひろしま

検索

**【支援内容】**

- ・面談相談、病院、警察、弁護士、心理カウンセリング等への付添支援など被害者等が求める支援
- ・急性期等における医療的支援※(連絡調整、病院付添支援など)

【公費負担制度】

区分	公費負担の内容
医療費負担	避妊治療、感染症検査、中絶など医療費
法律相談費用	弁護士相談費用の一部
心理カウンセリング費用	心理カウンセリング費用の一部

(41) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者（元配偶者並びに事実婚の相手及び元相手を含む。平成26年1月3日から生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手も対象。）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

相談業務	
	配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度利用の支援、一時保護に関する情報提供・利用の支援、自立支援（就業の促進、住宅の確保等）についての情報提供等）を行います。

【窓 口】

名 称	住 所	担当地域	電 話	受付時間
広島県西部 こども家庭 センター (婦人相談所)	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-26	県内	082-254-0391	月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始除く)
			休日夜間 082-254-0399 ※ 担当地域は県 内全域	月～金曜日 17:00～20:00 土日・祝日 10:00～17:00 (年末年始除く)
広島県東部 こども家庭 センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	県内	084-951-2372	月～金曜日 10:15～17:00 (祝日、年末年始除く)
広島県北部 こども家庭 センター	〒728-0013 三次市十日市東4- 6-1	県内	0824-63-5181 (内線 2313)	月～金曜日 10:15～17:00 (祝日、年末年始除く)
広島市配偶者 暴力相談支援 センター	非公表	広島市	082-504-2412	月～金曜日 10:00～17:00 (祝日、8月6日及び年末年始除く)
			休日 DV専用 082-252-5578	土日・祝日及び8月6日(年 末年始を除く) 10:00～17:00 (電話相談のみ)
東広島市配偶者 暴力相談支援セン ター	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29	東広島市	082-420-0407	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
安芸太田町 親子相談支援 センター	〒731-3622 山県郡安芸太田町 大字下殿河内 236 番地(保健・医療・ 福祉統括センター内)	安芸太田町	0826-25-0930	8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始除 く)

〈参 考〉

配偶者からの暴力被害者支援情報
内閣府ホームページ

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

(42) 広島県女性総合センター（エソール広島）

県が目指す男女共同参画社会の実現のため、人材養成や男女共同参画に関する情報提供、男女共同参画推進のための県民や団体の活動の場の提供、相談等多様な活動を行っています（センターの管理運営及び具体的な事業は、公益財団法人広島県男女共同参画財団が実施）。

相談業務	
日常生活上の悩みごとについて、相談員による電話相談や面接相談等を行っています。	
【窓 口】	
内容・電話（予約電話）	受付時間（面接実施日）
○ 日常生活上の悩みごと 電話 082-247-1120	毎日（水・日・祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00
○ L G B T（性的指向・性自認等） 電話 082-207-3130	毎週土曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00
○ 面接相談 予約受付電話 082-247-1120	毎週金曜日（祝日休み）13:00～16:00

■ **公益財団法人 広島県男女共同参画財団**

〒730-0051 広島市中区大手町一丁目2番1号 おりづるタワー10階

電話 082-242-5262 FAX 082-240-5441

ホームページ <http://www.essor.or.jp/>



(43) 婦人相談所（広島県西部こども家庭センター）

女性の抱える様々な問題に関する相談業務，一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

また，人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務等

国籍，年齢を問わず，各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ，自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い，関係機関・団体の紹介や保護命令制度利用の支援，一時保護に関する情報提供・利用の支援，自立支援（就業の促進，住宅の確保等）についての情報提供等）を行います。

【対象要件等】

- 配偶者（事実婚を含む）等からの暴力を受けた方
- 人身取引の被害を受けた方
- 売春に関わった方，又は関わりそうな方
- 正常な生活を営む上で困難な問題を有し，保護，援助を必要とする状態にあると認められる方

【窓 口】

婦人相談所（西部こども家庭センター） 電話 082-254-0391

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:00

※ 休日夜間電話相談 電話 082-254-0399

受付時間 月～金曜日 17:00～20:00

土日・祝日 10:00～17:00（年末年始を除く）

(44) 婦人保護施設

社会福祉法人が設置している施設で，配偶者等からの暴力被害者，家庭環境の破綻や生活の困窮等，様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護しています。施設の入所については，婦人相談所長が決定します。

(45) 民間シェルター

配偶者や交際相手等からの暴力を受けた被害者が，加害者から緊急一時的に避難できる施設です。被害者の緊急一時的な保護のみならず，相談への対応，被害者の自立に向けた付添い支援等被害者に対する様々な援助を行っています。

(46) 児童相談所（広島県こども家庭センター，広島市児童相談所）

18歳未満の子供のあらゆる問題について相談に応じる機関です。

一義的な子供にかかわる相談を受け付ける市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談についてはこども家庭センター（児童相談所）が対応します。

相談業務	
	<p>児童虐待や育児の悩み等について、保護者や子供からの相談に対応しています。必要な場合は子供を一時保護したり、施設に措置したりします。</p> <p>【窓 口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所虐待対応ダイヤル 電話 189（いちはやく） 発信された電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄するこども家庭センター（児童相談所）に電話が転送されます。（全国共通の電話番号） ※ 携帯電話から発信した場合は、オペレーターが住所を聴き取り、管轄するこども家庭センター（児童相談所）に電話が転送されます。 ※ 一部のIP電話からはつながりません。 ※ 通話料は無料。 ○ 県内の相談窓口（下記参照）

○ 県内の相談窓口

名 称	住 所	電 話	担当地域
広島県西部こども家庭センター	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-26	082-254-0381	呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，坂町，熊野町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町
広島県東部こども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	084-951-2340	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町
広島県北部こども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181	三次市，庄原市
広島市児童相談所	〒732-0052 広島市東区光町 2-15-55 (北棟 3階)	082-263-0694	広島市

(47) 広島県ひとり親家庭サポートセンター

ひとり親家庭の父及び母等に対して、就業相談や職業紹介、就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスを行っています。

相談業務

暮らしの問題解決のための生活相談、就職・転職の相談や職業紹介、養育費相談等のきめ細かい相談に対応しています。

【窓 口】

電話 082-227-2377

※一般財団法人 広島県ひとり親家庭等福祉連合会へ委託

受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

土日祝日・夜間電話相談 電話 082-227-2377

受付時間 土日・祝日 10:00～17:00 火曜日・木曜日 17:00～20:00（年末年始を除く）

■ **(一般財団法人) 広島県ひとり親家庭等福祉連合会**

〒730-0017 広島市中区鉄砲町 8-6 ありみビル 203

電話 082-227-2370 FAX 082-227-2371

ホームページ

<https://www.hiroshimakenboren.jp/>

(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設**乳児院**

親の死亡や病気・家出・虐待等、様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

児童養護施設

保護者のない子供、虐待されている子供、その他環境上養護を必要とする子供を入所させ養護し、退所後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

児童自立支援施設

不良行為等により、生活指導等を要する子供を入所または通所させ、個々の子供の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係、その他の環境上の理由により、社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

【窓 口】

児童相談所（P120 を参照）

(49) 母子生活支援施設

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した方について、相談その他の援助を行うことを目的とした施設です。入所の申込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。

また、申込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※ 都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

【対象要件等】

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・ 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・ 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

【入所申込み】

居住地の福祉事務所（P98の一覧を参照）

(50) ファミリー・サポート・センター

市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行っています。

各種サポート

以下のような事業を実施しています。利用料が必要です。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後に子供を預かる。
- ・ 保育施設まで送迎する。
- ・ 冠婚葬祭や他の子供の学校行事の際に子供を預かる。
- ・ 買い物等外出の際に子供を預かる。

【対象要件等】

登録をした会員

【登録のための窓口】

ファミリー・サポート・センター（P123の一覧を参照）

※ 全ての市町に設置されているわけではありません。

〈ファミリー・サポート・センター 一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島市ファミリー・サポート・センター	〒730-0052 広島市中区千田町 3-8-6 広島市健康づくりセンター 健康科学館内	082-246-4455
呉市ファミリー・サポート・センター	〒737-0029 呉市宝町 2-50 レクレ4階	0823-25-4122
竹原市ファミリー・サポート・センター	〒725-0026 竹原市中央 3-13-5 ふくしの駅内	0846-22-2304
三原市ファミリー・サポート・センター	〒723-0014 三原市城町 1-2-1 ペアシティ三原西館 2 階 三原市児童館「ラフラフ内」	0848-67-1123
おのみちファミリー・サポート・センター	〒722-0041 尾道市防地町 26-24 R（アール）キッズ☆ステーション尾道内	0848-37-2415
福山市ファミリー・サポート・センター	〒720-0032 福山市三吉町南 2 丁目 11-22 ふくやま子育て応援センター「キッズコム」内	084-932-7285
府中市ファミリー・サポート事業	〒726-0002 府中市鶴飼町 97-3 府中市子育て支援センター内	0847-47-1188
三次市子育てサポート事業	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1 三次市子育て支援部 子育て支援課内	0824-62-6148
庄原市子育てファミリー・サポート事業	〒727-8501 庄原市中本町 1-10-1 庄原市児童福祉課内	0824-73-0051
東広島市ファミリー・サポート・センター	〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 1 階	082-493-6072
廿日市市ファミリー・サポート・センター	〒738-8512 廿日市市新宮 1-13-1 あいプラザ内	0829-20-0294
安芸高田市ファミリー・サポート・センター	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1324-1 安芸高田市社会福祉協議会	0826-47-1311
府中町ファミリー・サポート・センター	〒735-0008 安芸郡府中町鶴江 1-9-20	082-281-0581
海田町ファミリー・サポート・センター	〒736-0052 安芸郡海田町南つくも町 11-16 海田町ひまわりプラザ内	082-824-1225
熊野町ファミリー・サポート・センター	〒731-4227 安芸郡熊野町貴船 9-14 くまの・こども夢プラザ内	082-820-5502
坂町ファミリー・サポート・センター	〒731-4312 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-3-19 坂町社会福祉協議会内	082-885-2611
北広島町ファミリー・サポート・センター	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234	050-5812-1851
世羅町ファミリー・サポート・センター	〒722-1121 世羅郡世羅町西上原 426-3 世羅町社会福祉協議会内	0847-22-0596

(51) 教育委員会

児童生徒が犯罪被害者等になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。

また、高等学校等への修学を支援するための奨学金の貸付を行っています。

児童生徒の悩みに関する相談業務		
いじめや不登校等児童生徒の悩みに関する相談窓口を開設し、臨床心理士等の専門の相談員が相談に応じています。		
【窓 口】		
名 称	電話番号	受 付 時 間
24時間子供SOSダイヤル (電話相談のみ)	0120-0-78310	24時間
心のふれあい相談室 (県立教育センター)	082-428-7110	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
こころの相談室 (県福山庁舎第1庁舎内)	084-925-3040	火・水曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
いじめダイヤル24 (県立教育センター)	082-420-1313	月～日曜日 24時間 注) ※
豊かな心と身体育成課 (県教育委員会事務局)	082-513-5043	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
※ 直接相談対応は、平日の9:00～17:00(その他の時間帯は留守番電話対応)		
児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する相談業務		
学校における体罰、セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口を開設し、相談に応じています。なお、いずれの相談窓口も女性の担当者を配置しています。		
【窓 口】		
○ 各県立学校 電話による相談については、学校の代表電話におかけください。		
○ その他の窓口		
名 称	電話番号	受 付 時 間
体罰、セクハラ、パワハラ相談窓口 (県教育委員会事務局)	082-513-4917	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	082-513-4918	
	082-513-4919	
	082-513-4985	
体罰、セクハラ等相談ダイヤル (県立教育センター)	082-427-3076	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
小・中学生等への就学援助		
経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、修学旅行費、学校給食費等を給付します。 詳細については、在学する小・中学校等又はお住まいの市町教育委員会へお問い合わせください。		
県立高等学校授業料等減免		
経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料等の猶予又は減額、免除します。 詳細については、窓口又は在学する県立高等学校へお問い合わせください。		
【窓 口】 広島県教育委員会事務局学びの革新推進部教育支援推進課 電話 082-222-3015		

奨学金

経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、奨学金の貸付を行っています。

詳細については、在学する高等学校等又は窓口へお問い合わせください。

【窓 口】

広島県教育委員会事務局学びの革新推進部教育支援推進課 電話 082-513-4996

■ **広島県教育委員会**

〒730-8514 広島市中区基町 9-42 広島県庁東館

電話 082-228-2111 (代)

ホームページ (ホットライン教育ひろしま)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>

(52) 学校

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒のカウンセリングを通し、児童生徒の心のケアを行います。

(53) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付を行っています。

災害共済給付

日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。運営に要する経費は、国、学校の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度です。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

【対象要件等】

独立行政法人日本スポーツ振興センター法により認められる場合に給付されます。在籍する学校等にお問い合わせいただくか、センターホームページをご覧ください。

■ **独立行政法人 日本スポーツ振興センター 学校安全部**

〒730-0011 広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10 階

電話 広島給付課 082-511-2956, 082-511-2957

広島業務推進課 082-511-2822 FAX 082-222-2827

ホームページ <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>